

平成 26 年度第 1 回春日井市地域自立支援協議会

- 1 開催日時 平成 26 年 7 月 17 日 (木) 午後 2 時～午後 4 時 45 分
- 2 開催場所 春日井市役所南館 4 階 第三委員会室
- 3 出席者

【会長】向 文緒 (中部大学)

【職務代理者】田代 波広 (尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)

【委員】

中村 公 (春日苑障がい者生活支援センター)

市川 潔 (春日井市居宅介護支援事業者連絡会)

竹内 達生 (春日井市医師会)

和久田 月子 (春日井保健所)

近藤 幸保 (春日台特別支援学校)

山本 順子 (春日井市公共職業安定所)

河野 まゆみ (春日井市手をつなぐ育成会)

戸田 三保子 (春日井市肢体不自由児・者父母の会)

尾崎 智 (地域包括支援センター春緑苑)

永草 よね子 (民生委員)

綱川 克宜 (尾張北部圏域地域アドバイザー)

【相談支援部会長】

藤井 貴之 (特定相談支援事業所ベスト)

【傍聴】 4 名

【事務局】

宮澤 勝弘 (健康福祉部長)

稲垣 正則 (障がい福祉課長)

中山 一徳 (障がい福祉課長補佐)

清水 栄司 (障がい福祉課主査)

長坂 匡哲 (障がい福祉課主査)

大竹 里英 (障がい福祉課主事)

林 孝安 (基幹相談支援センターしゃきよう)

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会の報告について
- (3) 部会の報告について
- (4) 障がい福祉サービス等の実績について
- (5) その他

5 会議資料

- (1) 春日井市地域自立支援協議会委員名簿
- (2) 春日井市地域生活支援事業規則(抜粋)
- (3) 春日井市地域自立支援協議会要領
- (4) 春日井市附属機関等の会議の公開に関する基準
- (5) 春日井市地域自立支援協議会年表
- (6) 平成26年度春日井市地域自立支援協議会部会等の取り組みについて
- (7) 平成26年度春日井市地域自立支援協議会部会等名簿
- (8) 障がい者生活支援センター集計
- (9) 相談支援事業所 相談に関する報告
- (10) 相談支援事業所連絡会報告
- (11) 当事者団体連絡会報告
- (12) 日中活動部会報告
- (13) 相談支援部会報告
- (14) すまいの部会報告
- (15) 障がい者虐待の通報・届出状況について
- (16) 障がい福祉サービス等の実績

6 議事内容

議事に先立ち、新委員へ委嘱状の交付、部長あいさつ、新委員のあいさつ、事務局紹介、会長あいさつを行った。

会議は個人情報に関する部分は非公開とし、それ以外は公開するとともに、議事録は要点筆記とすること、当協議会の役割を確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(中村委員) 資料8・9に基づき報告。

(和久田委員)資料8において、集計的にはニーズ別の延べ件数という形で出ているが、相談の実件数について、毎年障がい者の方の相談が増えていると取っていいのか。

(中村委員)一概に増えているということでは片付けられないと思う。例えば、春日苑では、実際に今月もそうであったが、体調不良となる人が非常に多く、年齢を重ねるに従い身体機能が衰えてしまうことで必要なヘルパー支援を調整した。それに伴い、病院、ヘルパー事業者、本人と支援調整をさせていただく機会が非常に多かった。特に今月は相談件数が増加したと感じている。

(河野委員)感想だが、まず昨年度と今年度の4～5月の比較の表について、あつとわんのニーズ別延べ件数が、昨年度と今年度で随分数字が違うと思った。不安・気持ちの整理が、去年の3倍ぐらいになっており、子育て・育児も、随分多くなっていると感じた。カウントの仕方が違うのか、こんなに差が出たのはなぜか。

4事業所が凄く大変ということで、昨年度はしゃきょうが一か所増えた年だが、他の4事業所の件数は数字的には変わっていないということは、新たな相談等が増えただけなのか、情勢があまり変わらなかったと思う。人や、場所を増やすことは大事な方策だが、やはりそれだけではないと思う。

春日苑の報告で、全体的な所感に「情報を共有しあえる体制作りが必要である」とあるが、これについてどこかで体制作りの検討はされているのか。

また、かすがいの報告で「グループホームの相談が多い」とあり、入所傾向が強い知的障がいの人が多く相談されると思うが、グループホームへと相談の内容が変わってきているというのも一つの傾向かなと感じた。また、待機登録を勧めているということだが、待機登録はどこにするものなのか。

計画相談の周知不足もあるが、相談員の不足というのは、計画相談ができる人が不足しているという意味だと解釈してよいか。これについて何か具体的に検討されているのか。

(中村委員)まず、「共有しあえる体制作り」というのは、必要に応じて、サービス担当者会議を行い、支援の内容が適切かを確認する機会を設けている。そういう部分から少しずつお互いに情報を交換し合えるような体制作りをしていくということで、ここに挙げている。

2点目、かすがいの「待機登録を勧めている」という部分だが、春日苑の入所に関する待機登録は、入所待ちの登録ということで対応をしている。おそらくグループホーム

についても、利用するための登録ということだと思う。

(綱川委員) グループホームの待機登録については、中村委員の言うとおりの事業所によっては待機登録、希望者のリストのようなものを持って対応している事業所もある。ただ、全ての事業所がそういう対応しているわけではない。

(向会長) 計画相談員の不足については、議題4でも取り上げると思うので、特に意見がなければ、後にしたい。

(稲垣課長) あつとわんの件数で、特に来所による相談が25年度は13件、26年度は70件と数字が非常に伸びているが、これは何かをした結果で来所が増えているということが想定されるが、これについて聞きたい。

そうでなければ、子どもの分野で発達障がいに関する相談が非常に増えている部分もあるし、子育て・育児についても相談が増えているため、何か特別なことが子どもの分野で起きているのかと思う。

(尾崎委員) 一昨年から今年にかけて、あつとわんの法人としての活動を色々聞いており、地域向けの活動で学校の保護者向けや事業所関係向けの講習や研修を非常に多く増やしているようである。さらにあつとわんの中でも研修や子育てサロンのようなものもやっており、その後に相談したいということで、来所による相談の機会は非常に増え、周知も進んでいる。また、立地条件として高蔵寺アピタの中にあって行きやすいということで特に来所が増えていると思う。

(田代委員) 話が戻るが、春日苑の「情報を共有し合える体制作りが必要」というのは、どちらかというに関わっている関係機関同士が、日々情報を共有しあえるような体制が図れていくともっといいなということで記載されたと思われたので、もっと大きな体制作りが必要だとかということではないと思う。

また、やはりあつとわんの推測とされるような数字の読みは、しっかりと第2回の協議会で明らかにされた方がいいと思う。

◆議題2「連絡会の報告について」

- ・相談支援事業所連絡会の報告

(中村委員) 資料10に基づき報告。

- ・当事者団体連絡会の報告

(戸田委員) 資料11に基づき報告。

◆議題3「部会の報告について」

・日中活動部会の報告

(綱川委員) 資料12に基づき報告。

(尾崎委員) 資料6の今後の取り組みでは、「医療的ケアを必要とする方の日中活動先が不足しており、それについての課題整理等をしていく」とあり、肢体不自由の人からすると凄く切実な課題かと思うが、特に医療的ケアが必要な人について、今後の活動としてどのような取り組みをされるのか聞きたい。

(綱川委員) まず、もっと具体的にどのような事業所がどのような対応ができ、対応可能な事業所が何箇所あるのかというところから確認しようということで、日中活動系事業所のアンケート調査で、今年度初めて「医療的ケアを実施していますか」、「それはどんな内容ですか」という項目を設けた。詳しくは第2回の協議会で報告する。

今は、まだアンケートの結果分析をしている最中で今後の取り組みについてはアンケート結果をもとに部会で考えていく予定である。

・相談支援部会の報告

(藤井部会長) 資料13に基づき報告。

(戸田委員) しゃきょうが基幹相談支援センターになり、相談員が増え、計画相談の利用できる人が増えると思ったが、基本相談の相談員が多く、特定相談支援事業所は一人で対応しているようで、計画相談がなかなかできないと聞いている。そのあたりしゃきょうの方は、今後、どのように考えているのか。

(しゃきょう林主任) 今年度からしゃきょうは基幹相談支援センターになったが、実は、相談件数がかなり急増しており、今年度も同様である。

計画相談も依頼があるが、計画を立てられるのは、特定事業所の職員が1人のため、数カ月待ってもらっている状況になっている。

今、春日井市の委託の相談員は計画を立てられないかという話になっているが、我々相談員では現状、計画を立てることは難しい。事業所が不足しているということもあるので、今後、相談支援部会で話し合いを進めながら、今後の春日井市全体の体制を整えていかないといけないという思いはある。

(戸田委員) 話し合いをもつということは、委託の相談支援事業所でも計画相談ができる可能性があるということか。他市、名古屋市では、委託の相談支援事業所も計画相談が沢山できると聞くので、春日井市として具体的にはまだ可能性は検討されていないということか。

(清水主査) 確かに他市町では委託の支援センターが計画を立てている市町もあるが、計画を立てることに目一杯になってしまって基本相談がおろそかになるという話も出ているため、春日井市としては、契約の中で委託の相談員は基本相談を受けてもらう形を取っており、質を落とさないようにしていきたいというのがもともとのお考えである。

ただ、確かに他市町に比べて計画相談の事業所が不足しているという状況はあるので、基本相談とのバランスを考えながら検討していきたいと思うが、このような考えがあつて基本相談を大事にしているというところを理解して欲しい。

(河野委員) 相談支援部会の報告の「サービス等利用計画が必要なケースほど需要に応えられない状況である」ということは、計画相談を必要としている人のための計画相談ができていないということか。基本相談を大事にするがために計画相談を必要とする人にそれが提供できていないので、もう少し体制を緩やかにすることを考えられないか。

(向会長) 他市町のそういった状況を計画相談に追われて、基本相談ができなくなってしまって問題を抱えている市町もあるとの話だが、そのあたりをどのように工夫したり、バランス取ったりしているのか、地域アドバイザーの方で情報の把握があれば伺いたい。

(綱川委員) 春日井市は、サービス等利用計画を作成して福祉サービスを利用している方は他の市町と比べると、非常に少ない状況である。基本的には、愛知県自体が全国と比べても非常に進んでいる。三大都市圏の中でおそらく一番達成率が進んでいるので、余計際立っているかもしれない。

おそらくほとんどの市町の委託の相談支援事業所が計画相談も作成している状況だと思う。それで、基本相談と計画相談のバランスがうまく取れているかという点、私が見る限り、計画相談にかなりの時間を取られて、基本相談にあまり力は注げていないのではという印象を受ける。

事業所がなくて計画相談が、実際作れないということであれば、それに代わりうる体制を春日井市としてどのように作っていくのか。関係機関の皆さんといろいろな意見をすり合わせながら相談支援部会や、協議会の場で、皆で作っていただけたいと思う。

(向会長) そもそも相談計画というのは、ケアマネジメントと同じような手法を取っていくが、障がい者本人や家族だけでサービスを上手に組み合わせて利用することが

難しい方のために専門的な視点から指導するというところがある。

逆に言えば、自分たちで十分にできる人はセルフプランという形で実施できると思う。障がい者の自立という視点から、障がい者自身の力をつけていくという意味では、セルフプラン作成のために十分に知識を提供し、学習していただくことも一つだと思う。次期の施策に関わることなので、皆さんから意見をいただきたい。

(田代委員) 計画相談を進めるにあたり、春日井市のような人口30万人以上の人口比率の中核市レベルの都市は相談員の数に足りず、一番しんどい状況である。

サービス等利用計画は、サービスに対し、個別給付費が発生するので、どういふように春日井市で指定特定の事業所や、計画を立ててくれる相談員を増やす体制を作っていくのかが問題だと思う。

本当に計画が必要な人が受けられないという状況であれば、その辺りに柔軟な対応が、求められると思う。部会での検討はもう限界で、運営会議やこの協議会の意見を聞いて、体制なりを考えて欲しいという意見なのか、整理して欲しい。

(藤井部会長) 検討課題に掲げているとおり、相談支援部会だけでは検討に限界があるため、運営会議等に意見を求めて議論を深めていきたいし、そもそも部会だけで収まる問題ではないので、この協議会や他の部会、連絡会とも連携を取っていきたい。

・すまいの部会の報告

(河野委員) 資料14に基づき報告。

◆議題4 「障がい福祉サービス等の実績について」

(長坂主査) 資料16に基づき説明。

(向会長) 評価に当たって、以前はサービスの見込み量に対する実績の比率ということ達成率として見ていたが、実際に支給決定された方がどの程度利用できたかといった利用率の方が重要だろうということで、利用率が示されている。それを踏まえて、ご意見をいただきたい。いただいた意見については、運営会議でとりまとめて、施策推進協議会に報告する。

(市川委員) 訪問系サービスについて、一番顕著に現実とずれが大きいと思うのは、同行援護の部分だが、利用率61%という数字にはなっているが、実際には、このサービスを利用できる事業所は少ないし、支援できる介護員も少ない。それがわかっていて最初から支給決定を受けない人がいる。他のサービスでも同様のことがあり、施策を決めるときこの数字に表れていないところをは深い読み方をすることが必要だと

思う。

(綱川委員) 同行援護は使えないから支給申請をしない人がいるということだが、実際に利用できなかった人は、もともと移動しようと思った目的は達成できているのか。我慢して生活しているのか。何か他の代替の方法で解消しているのか。実態がもし分かれば教えて欲しい。

(市川委員) 聞き及ぶ限り、他のサービスで似たような外出支援を組み合わせることで実際はサービスを利用している。ただ全然関係ないサービスを使って動くわけではなく、似たようなところで何か置き換え可能なサービスを探して現場は動いている状況である。

(中村委員) 自立訓練(機能訓練)の部分で、施設数定員が0となっているが、実績で、1となっている。これはどういう意味か。

(長坂主査) 実績は1人の方が利用しており、春日井市内の施設が0で、市外の施設を利用しているということである。

(中村委員) 訪問系サービスの実績の推移について、見込みと実績でそれぞれ数字が挙がっているが、その他の居宅介護、重度訪問介護、行動援護は平成18年度から23年度までは見込みの部分が反映されず、24年度以降は見込みも挙げられている。これはどのような読み方をすればいいのか。

(長坂主査) 18年から23年までについては、訪問系サービスという一括りで見込み量を出しており、現計画からサービスごとで見込みを出すようになっている。

(向会長) 計画相談支援について、実績の推移があるが、見込み量が24年、25年、26年で少しずつ上がり、おそらく全体の計画相談ができるようになるという見込みだと思うが、実績が著しく低い。おそらく、実際にはセルフで計画を立てている人が多いと思うが、そのセルフの実績を把握しているか。

(長坂主査) セルフプランの実績は、3月時点で715名となっており、うち障がい者が406名、障がい児が309名である。計画相談が127名で、合計すると842名である。25年度の見込みが723名なので、セルフプランと計画相談を合計すると見込みを上回っているが、内実を見るとセルフに大きく依存している。

(和久田委員) 障がい者は、地域の中でサービスを利用しながら生活したいと思っているが、実績は市内のサービスを利用しているのかそれとも、市内サービスはないけれど、市外で利用しているのか。それが分かると、春日井市にどんなサービスが必要

か分かり、計画に反映できると思う。

(長坂主査) 市内・市外利用まで細かく分けてデータは分析していない。生活介護の中に施設入所しながら、日中は生活介護を利用している人の数も入っているので、自宅で生活している人だけの数にはなっていない。しかし、今後は地域別や入所者、在宅の障がい者等のパラメーターで見ていくことも必要かもしれない。

(和久田委員) 今後、障がい者の方が地域に根付いて平等に生活できるということを目指とするならば、就労の問題等、障がいの状況で遠くには通えない場合もあるため、なるべく地域の中で、近くにそのようなサービスがあって欲しいと思う。

(近藤委員) 計画相談支援について見込み量が 723 で、実績が 30 ということで、全然追いついていないという印象を受けるが、事務局の説明を聞くと、セルフプランが 715 名ということなので、合わせると見込み量の数字が達成できていると思った。ただ、本当は計画相談を希望しているが、セルフプランでやむなくやっているという人も、結構いるのかなと感じた。

それから、セルフプランを立てて、実際にサービスを利用している人も、見直してみると、もっと別にサービスを受けられる。あるいは、よりよいプランが組めるかもしれない可能性があるため、見直しができる機会があるとよりいいものができていくと思う。そういった意味も含めて考えると、体制について柔軟に考えて欲しいし、この数字に表れない部分も読み取って、客観的なデータを基に、制度化していくところを考えて欲しい。

もう一点、資料9のかすがいの報告の中で、本校の名前が挙がっているが、一昨年度まで就労する生徒については、全て面談を行ってもらっており、卒業後の支援の協力依頼をしていた。昨年度から全ての生徒に面談してもらえることとなり非常にありがたく思っている。

卒業生の支援はできる限りしているが、卒業生は増えていく状況を見ると、学校だけでは対応しきれない状況になっているので、支援センターも含めて支援体制がより強化できるとありがたい。

それから、グループホームが不足しているというところも感じている。施設に措置され、施設から通学している生徒も沢山いる。そのような生徒は、卒業したらもう児童施設を出なければいけないため、卒業後の進路については、就労先だけではなくて、生活の場もセットで考え、支援をしていかなければいけない。そのようなケースが非

常に増えている状況もあるため、グループホームができるだけ増えていくとありがたいと思う。

(綱川委員) 今は多くの方がセルフと計画相談をきちんと選択して、セルフプランや計画相談をきちんと理解した上で選択している場合は少ないのではないかと。選択できていないというような状況が、まずよくないのではないかと。計画相談の部分に関して、きちんと選択ができる体制を目指して、啓発的な部分が必要だと思う。また、啓発していくと、おそらく計画相談を望む方が非常に増えてくると思うので、その点を配慮し障がい福祉計画に活かしていけたらいいと思う。

(永草委員) 地域の民生委員の立場で感じるが、やはりこの数字に表れないところ、相談の窓口がわからないとか、相談自体を控えているというのは、実際隠れている部分だと思う。まず、受け入れ先が整わないと、相談が増えても対応していけないのではないかと感じた。

(尾崎委員) 地域包括はいわゆる基本相談を受けながら計画相談をやっているのが実情で、両方を満足させながら実行していこうとすると、受け持ちできる件数は30件ぐらいである。民生委員さんからの相談も多いし、地域からの苦情の延長からくるものもあるので、現状はかなりの残業量が発生している。

居宅支援している障がい者生活支援センターの相談員が計画相談までやろうとすると、どうしても基本相談の部分が手薄になってしまうと思う。今でもオーバーワークだと言われている中で、計画相談までプラスすると、現状の相談支援の体制、人数でも賄えないので、相談員の増加が求められる。そうすると、予算や費用負担の問題になってくる。

介護保険では財源の半分は介護保険料から賄っているが、結局、来年度から保険料は上がるし、自己負担も増えるという状況である。現在、障がい分野は税金で全額賄っているため、相当大変だということが見えてくる。障がい福祉課や健康福祉部だけではなくて、春日井市全体で考えなければいけない部分だと思う。

事業所や相談員の数を増やしていくにあたり、対象件数が2000件で、新規相談の1万6千円、モニタリングの1万3千円の給付費の予算をどのように捻出するのが課題だと思う。

(戸田委員) 当事者側としては、セルフプランが700件というのはショックだった。現在、福祉サービスの更新書類に併せてセルフプランの様式が送られてくるので、提

出書類の一部という認識で提出しているという現状が、数字に表れていると思う。親も、年を取り、介護対象になっていくと、やはり障がい者本人のことが心配なので、将来的には予算を組んでちゃんと計画相談が受けられるようにして欲しい。

知的障がいの多くの人がグループホームの利用を希望しているが、愛知県は全国でもグループホームが少ないということで、4、5人定員であれば、スプリンクラー設置等の厳しい条件ではなく、年1回の避難訓練を行うことで、空き家のグループホーム化を認めるという話だったと思うが、県内でも春日井市は認めていなかったと思う。某福祉法人では、借家は年数が経つと手入れも必要のため、やはり新築が望ましいという話も聞いたが、やはり地域の中で生活できれば、それが一番望ましいと思い、空き家のようなところで生活していけるといいなと思った。春日井市が空き家を認めていない理由をお聞かせ願いたい。

(稲垣課長) 愛知県は空き家対策、もう一つには、障がい者のグループホームが少ないこともあり、建築基準法上の規制緩和をしようということで話が春日井市にもあったが、県下の中では、名古屋、豊橋、豊田、岡崎、春日井が建築基準法の取り扱いに準じてやっていくこととしている。

居宅であった空き家をグループホーム化する時、本来は建築確認申請の手続きが必要で、建築基準法上は寄宿舍扱いになる。寄宿舍は、それなりの設備の整備が必要で、その根底には過去にあったグループホームの事故や火災が背景としてあるため、安易に適用除外にすることによって、本当に障がい者の安全が確保できるのかというところに問題がある。

そのため、建築基準法上と消防法上の基準では、あくまでも寄宿舍扱いになるため、春日井としては、全国的な流れに沿った形で、今までどおりの扱いをしていくことに決定している。

(戸田委員) 建築基準法に則ったグループホームが増えていくような対策を市の方でもお願いしたい。

(河野委員) 訪問系サービスの行動援護について、73.3%という利用率だが、事業所が4つしかない中で、行動援護の対象者は何人ぐらいいるのか。2人対応が認められるサービスだが、本当に利用できる人は少ない。これを受けて、春日井市は移動支援で2人対応を認められる体制をとっているのですが、移動支援に移行した人はどのぐらいいるのか知りたい。このように工夫することで生活が成り立っていくと思う。

去年と重複するが、短期入所は、必要になるかもしれないからと言って2日の支給決定をしてもらっている人が沢山いる。473人支給決定者数がいて、3月は130人の利用実績がある中で、本当に緊急であった人は全てではないと思う。

行く行くの入所希望者や色々な事情で定期利用している人がこれだけ現実にいるというのが短期入所の利用状況かなと思う。27.5%の利用率は非常に低いが、この部分の表記の仕方やサービス利用の必要度がもう少し違った形で分かるといい。

相談支援について、この協議会は相談支援の評価をする役割があるが、春日苑の報告の中に、「情報を共有できる体制作りを」とあった。計画相談の中で、モニタリングや、担当者会議が開催されるが、関係する事業所の方たちに自分の子どものことを知ってもらえるということは、親としてとっても心強い。生活を次に繋いでいくためのサービスなんだと実感しているので、できるだけ必要な人にきちんと届くことが大事だと思う。これをとりあえずセルフプランでという形は絶対よろしくないと思う。

いい質の計画相談を提供するために部会もできているが、部会は計画相談のことについて検討するところであって、計画相談ができる人を増やすことを検討すべき場所ではないと私は思っている。

部会は、希望者が多いから周知は進んでいると言われる。でも、かすがいの報告の中には、まだわからないと言って相談に来る人がいる。これはまだ周知が進んでいないということではないか。できるだけこれからの短い時間の間に工夫をし、多くの方にこの計画相談が届くような形を考えて欲しいし、セルフプランになった人へのフォローも考えなければいけないと思う。この部分は相談支援部会が担う部分かなと思うので、是非、検討して欲しい。

(田代委員) この数字に見えない部分について、委員の中で検討し、協議会の意見とでもっていければいいと思う。そういう意見を多くいただきたい。

サービス等利用計画も、例えば、視覚障がいの方が1人では通院の中で筆記の支援をして欲しいというニーズがあり、同行援護の利用を検討しても、ヘルパーがいなかったため利用できない場合、サービス等利用計画を利用していると、同行援護の支給決定が欲しい根拠を相談員に示していく。すると、サービス等利用計画案が提出され、実際に、支給決定を受け、いざ使おうと思ったらヘルパーが市内にいないので、同行援護は使えず、移動支援となったということがある。現実がわかっていくので、本当はサービス等利用計画はしっかり作られていった方が、より実績評価に繋がっていくと

思う。

居宅介護の事業所は65箇所あり、同行援護だと37事業所に減り、行動援護だと4事業所しかない。でも、市の移動支援事業ができる場所は44箇所もあるという捉え方ができる。これを、次期の第4期障がい福祉計画の見込み数に、ヒアリング等でどれくらい反映させていけるかが重要だと思う。

相談支援専門員として動いていると、短期入所を保険代わりで受給している人に、『使っていないから要らないですよ』と言うと、『何かあったときに怖いから受給しておきたい』という、この気持ちを受け止めることとなる。その中で、保険代わりであれば3日ぐらいにしようとか、将来のことを考えていくなら月に2、3日は利用していこうという提案をし、そのような実績につながっていく。

これも、実際緊急時に利用した人の数や、どのような状態の人がショートを利用しないと生活していけないのか等調べていけるといいと思う。

障がい相談、児童発達支援、放課後等デイサービスについては年齢区分が分かるといい。

日中活動事業所についても、A型、B型で40歳から64歳の利用者が結構いるが、就労移行についても、40歳から64歳の人がどれくらい移行していくのか。精神2級で、A型の利用者13人が、実際には働けなくなっていてA型を利用せざるを得なくなっているのか。B型で65歳以上の利用者3人が、今後どうなっていくのか等細かく見ていくと、協議会からの意見でも実際のところが見えてくると感じた。

(会長) やはり、隠れているニーズをいかにデータとして把握するのかということが課題だと感じた。

利用率が低いとか、サービスを変更してしまうということは、計画相談の情報をきちんと分析すればある程度見え、推計していくことができると思う。

計画相談については、やはり本当のニーズを把握しなければいけないし、きちんと計画相談とセルフを選択できるようにし、セルフの質を高めていくにも当事者、家族の方への教育、啓発が必要であろう。そのあたりは、各事業所、特別支援学校、あるいは、地域で高めていく必要がある。

皆さんにいただいた意見をまとめて施策推進協議会に報告したいと思う。

◆議題5「その他」

(清水主査) 春日井市における障がい者虐待防止法に基づく通報・届出状況を資料15

により説明。

次回の協議会の開催は10月を予定している。

各委員にその他意見等がないことを確認し、閉会とした。

平成26年9月10日

会長 向 文 緒

職務代理者 田 代 波 広